

登録教習機関 Q & A

兵庫労働局 安全課

目 次

問 1	法人でない地区協会等（任意団体）は、登録教習機関となれるか。
問 2	法人の支部等は、登録教習機関になれるか。
問 3	現在の登録教習機関を廃止し別法人を設立、その業務を新しい法人が引き継いで行う場合、登録の変更でよいか。
問 4	登録教習機関に登録証を交付するのか。
問 5	法人が関係会社又は法人でない任意団体（人格のない社団等）に対して、登録申請等又は技能講習等の業務の実施等に関する権限を委任することはできるか。
問 6	都道府県内に本社を有する法人が、同一都道府県内の支部・支社等に対して、登録申請等権限を委任することはできるか。
問 7	「登録の申請を行う権限の委任」の範囲はどこまでか。
問 8	登録免許税の領収証書について、申請者の税務処理のために原本の返還を求められることがあるが、原本を必ず添付する必要があるか。領収証書のコピーに原本確認した旨記載することでは認められないか。
問 9	登録教習機関の名称が「法人の支部」として登録されている教習機関が、その「法人」としての登録に変更する場合には、新たな登録申請を必要とし、かつ、登録免許税の納付を必要とするか。
問 10	登録免許税の納付方法はどうすればよいか。
問 11	申請者が、登録免許税を納付すべき税務署を誤った場合の取扱いはどうするのか。
問 12	更新の申請は何月前から可能か。
問 13	登録申請書への記載事項等について詳細を教えてください。
問 14	複数の区分の登録を受けている登録教習機関の更新申請に係る提出書類について、定款等に加え、 役員の氏名及び略歴、 技能講習の業務以外の業務の種類及び概要についても共通書類としてよいか。
問 15	法人の役員が多数の場合、「役員の氏名及び略歴」は技能講習の業務を担当する役員についてのみ提出することとしてよいか。また、「法第 4 6 条第 2 項第 3 号の欠格事由に該当しないことを説明した書面」についても同様としてよいか。
問 16	複数の区分について登録（登録日が異なる）を受けているが、これらの有効期間を同一とすることができるか。

問 17	登録の更新時に業務の休止の届出を提出している登録教習機関の取扱いはどうするのか。
問 18	法人の支部の名前で技能講習修了証を交付することはできるのか。
問 19	団体の会員と非会員で受講料の差を設けることは可能か。
問 20	技能講習の受講料については自由に設定できるのか。
問 21	登録事項を変更する場合には、2週間前までに届出することとなっているが、突然に代表者が変更した場合等はどうか。
問 22	法第77条第2項第3号の「業務を管理する者」は1人でなければならないか。
問 23	登録の申請に記載された「技能講習を行う予定場所」以外でも技能講習を行えるか。
問 24	技能講習の講師要件について、法別表第20各号に示される「同等以上の知識経験を有する者」は、平成16年3月19日付け通達に掲げる者以外は認められないか。
問 25	登録教習機関である学校教育法に基づく高等学校、地方自治体が運営する職業訓練校等において、技能講習の受講対象を生徒のみとすることは、法第77条第7項に規定する「公正」に反するか。
問 26	登録教習機関である民間企業において、予め業務規程により技能講習の受講対象を当該企業の社員及び関係企業のみとすることは、法第77条第7項に規定する「公正」に反するか。
問 27	登録教習機関が、登録省令第23条の2に基づき届出ている業務の休止期間中に、業務を再開する場合の手続はどうか。 また、逆に休止期間を超過して休止する場合の手続はどうか。
問 28	登録教習機関が事業年度当初に作成した技能講習又は教習の実施に関する計画に変更が生じた場合の取扱はどうか。
問 29	委任を受けている場合の技能講習修了証の発行者名は「〇〇支部」でも「〇〇支部長」でも差し支えないか。
問 30	県立の複数の工業高校等が登録教習機関として登録されている場合、「県」を登録を受けた法人とし、「各工業高校等」を技能講習を実施する事務所として取り扱う場合、技能講習の修了証の発行者名を「〇〇工業高等学校長」としてよいのか。
問 31	講師及び実施管理者を新たに選任した場合には、届出はいるか。
問 32	登録教習機関であることを周知しなければならないか。
問 33	講習の実施計画にはどのような事項について記載しなければならないか。

問 34	実施計画の内容の詳細はどのようなものか。
問 35	災害防止団体の支部が登録の単位としている場合、財務諸表等は支部のものか、法人全体（本部）のものか。
問 36	国又は地方公共団体である機関は財務諸表等の備付け、閲覧等は必要か。
問 37	「技能講習の実施等に関する権限の委任」がなされた場合の財務諸表等の範囲はどこまでか。
問 38	毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び営業報告）を作成し、事務所に備えなければならないが、その内容はどのようなものか。
問 39	財務諸表等の謄本又は抄本の請求の費用について、額の定めがあるのか。
問 40	外部講師について契約はいるか。
問 41	適正な業務運営を行うため、どのように体制を整備するのか。
問 42	技能講習の受講に当たって実務経験を有するものについては、どのように証明させればよいか。
問 43	フォークリフト運転技能講習等の技能講習規程に基づき、道路交通法に基づく一定の免許を有する者に対して講習科目の受講の一部免除が可能とされているが、当該免許について道路交通法に基づき免許の停止を受けている者についても一部免除が可能となるか。
問 44	技能講習の修了試験が不合格となった者に対する修了試験の取扱いはどうするのか。
問 45	技能講習規程に定める時間を超えて講習を行ってよいか。
問 46	障害者の技能講習について、受講は可能か。
問 47	休憩時間は講習時間に含めてよいか。

登録教習機関 Q & A

2017 年 12 月作成

Q 1：法人でない地区協会等（任意団体）は、登録教習機関となれるか。

A：法人でない任意団体（人格のない社団等）は、登録できません。
あくまでも法人又は個人が登録の要件です。

Q 2：法人の支部等は、登録教習機関になれるか。

A：登録教習機関は、法人（又は個人）に限られます。
なお、登録教習機関の「登録」は、「申請に基づき都道府県労働局長が行う登録を単位とする」もので、法人から技能講習等の申請、実施等について権限が支部に委任されている場合には、法人の代表者が発行した申請に係る委任状等を添付し、法人の支部等の代表者名で登録の申請等を行うことができます。

Q 3：現在の登録教習機関を廃止し、別法人を設立、その業務を新しい法人が引き継いで行う場合、登録の変更でよいか。

A：既存の登録教習機関とは別の法人となるので、廃止の届出を行った後、新たな登録の手続きが必要です。（登録の変更には該当しません。）

Q 4：登録教習機関に登録証を交付するのか。

A：登録証の交付は行いません。
登録の申請に対しての審査を行い、登録又は不登録の通知書を交付します。

Q 5：法人が関係会社又は法人でない任意団体（人格のない社団等）に対して、登録申請等又は技能講習等の業務の実施等に関する権限を委任することはできるか。

A：委任は当該法人の組織内における取扱であって、関係会社又は法人でない任意団体への委任はできません。
なお、登録の要件は「法人又は個人」であって、任意団体としての登録はできません。

Q 6 : 都道府県内に本社を有する法人が、同一都道府県内の支部・支社等に対して、登録申請等を委任することはできるか。

A : 委任は、技能講習等を実施する法人の支部・支社等が二以上の都道府県に渡る場合に限って、便宜的に設けられたものです。

登録教習機関の登録は申請に基づき労働局長が行う登録を単位とするものであることから、一の都道府県内においては一の法人を登録するものです。

従って、質問の場合については本社を登録することとなります。

Q 7 : 「登録の申請を行う権限の委任」の範囲はどこまでか。

A : 登録の申請を行う権限とは、都道府県労働局長への登録申請、届出等を行う際に、委任された支部等の名称で行うことができることを指し、登録申請、届出等の委任の範囲は委任状に明記された範囲です。

一方、登録の申請を行う権限の委任が行われても、「代表者等の欠格事項」や「必要な機器設備の配備」、「講師数」等登録要件は法人のものです。

なお、法人の代表者の氏名に変更が生じた場合は所定の変更届が必要ですが、支部等の長に変更が生じた場合であっても変更届の対象とはなりません。

Q 8 : 登録免許税の領収証書について、申請者の税務処理のために原本の返還を求められることがあるが、原本を必ず添付する必要があるか。領収証書のコピーに原本確認した旨記載することでは認められないか。

A : 登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 21 条の規定により、申請者は領収証書の原本を申請書に添付して提出する必要があります。

Q 9 : 登録教習機関の名称が「法人の支部」として登録されている教習機関が、その「法人」としての登録に変更する場合には、新たな登録申請を必要とし、かつ、登録免許税の納付を必要とするか。

A : 「法人の支部」の名称で登録がされている場合は、「法人」の名称としての登録に変更する必要があります。その際、新たな登録申請ではなく、登録省令第 22 条の 2 の登録事項の変更の届出を行ってください。従って、登録免許税の納付は不要です。

Q10：登録免許税の納付方法はどうすればよいか。

A：登録免許税の納付方法等

1 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書に添付して提出しなければなりません。

納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付してください。

2 その他

登録免許税の納付地は、労働局の所在地です。

3 登録の更新に係る手数料の取扱い

登録教習機関等が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要で、手数料(収入印紙)で納付することとなります。

Q11：申請者が、登録免許税を納付すべき税務署を誤った場合の取扱いはどうするのか。

A：登録免許税法第8条の規定により登録免許税は労働局の所在地を管轄する税務署に納付する必要があります。登録免許税の納付地が誤っていることが判明した場合、原則として所轄税務署に確認の上で対応してください。

Q12：更新の申請は何月前から可能か。

A：登録の更新に係る申請(以下「更新申請」という。)は登録の有効期間の満了日の3月前から受け付けます。この場合において、登録の有効期間の満了日1月前までに更新申請を行うようお願いします。

なお、その円滑な事務処理のため、登録の有効期間の満了日の3月以上前であっても事前相談を受け付けます。

また、更新申請を行った後、有効期間の満了前までに登録申請の内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその内容を報告してください。

Q13：登録申請書への記載事項等について詳細を教えてください。

A：登録申請書類への記載事項、添付書類の内容（登録省令第21条関係）

1 申請書類への記載事項

本条の登録教習機関登録申請書に記載する「技能講習（又は教習）を行う予定場所は、市区町村名を記載すれば足ります。

2 添付書類

本条第5号ホの「機械器具その他の設備及び施設」は、法別表第19の機械器具その他の設備及び施設の欄に規定されてあるものを示し、

- ・機械器具その他の設備にあつては、その性能を明らかにした書面を、
- ・施設にあつては、その図面を、

添付する必要があります。

本条第5号ホの「借入れ」は、賃貸借契約書面写し等の添付により、借入れが明らかとなっている必要があります。

法人の支部、支店等が登録の申請を行う場合には、法人の代表者が発行した申請に係る委任状等を添付する必要があります。

また、当該法人の代表者から当該支部、支店等の代表者に対し、技能講習（又は教習）の業務の実施等の権限を委任している場合は、その委任状等を添付する必要があります。

Q14：複数の区分の登録を受けている登録教習機関の更新申請に係る提出書類について、定款等に加え、 役員の氏名及び略歴、 技能講習の業務以外の業務の種類及び概要についても共通書類としてよいか。

A：差し支えありません。また、講師、機械器具等について複数の区分にまたがる場合は、区分ごとの適用を明確にした上で共通資料とするなどとしても差し支えありません。

Q15：法人の役員が多数の場合、「役員の氏名及び略歴」は技能講習の業務を担当する役員についてのみ提出することとしてよいか。また、「法第46条第2項第3号の欠格事由に該当しないことを説明した書面」についても同様としてよいか。

A：法人の役員全員について、「氏名及び略歴」「欠格事項に該当しないことを説明した書面」を提出する必要があります。

なお、後者については、役員ごとの署名のある書面とするほか、法人として当該役員が欠格事項に該当しないことを説明する書面としても差し支えありません。

Q16：複数の区分について登録（登録日が異なる）を受けているが、これらの有効期間を同一とすることができるか。

A：登録教習機関のうち、複数の区分について登録を受けており、当該複数の区分の登録日が異なる場合、これらの登録の有効期間の次期満了日を同一とするため、一括して更新申請を行うことを希望するものについては、当該複数の区分のうち最も登録日の早い区分に係る更新申請に併せて他の区分に係る更新申請を受け付けます。
この場合、更新後の有効期間の満了日は、「最も登録日の早い区分の満了日」となります。

Q17：登録の更新時に業務の休止の届出を提出している登録教習機関の取扱いはどうするのか。

A：休止中であっても登録の更新手続きは可能であり、更新手数料の取扱いは通常の更新時の取扱いと同様です。
なお、登録の更新手続きが行われない場合、又更新手続き中であっても登録の要件を満たさない場合には有効期限の最終日をもって登録は無効となり、業務を再開する際に改めて登録の申請を行う必要があります。

Q18：法人の支部の名前で技能講習修了証を交付することはできるのか。

A：法人から支部に対して、技能講習の実施、修了証の交付等の権限を委任している場合には、当該支部の代表者の名前で技能講習修了証を交付することができます。
ただし、そのことが業務規程（様式）に明記していることが必要です。

Q19：団体の会員と非会員で受講料の差を設けることは可能か。

A：団体の会員と非会員又は株式会社の株主と非株主等で差を設けることは、法第77条第7項に規定する「公正」に反することとなり認められません。

Q20：技能講習の受講料については自由に設定できるのか。

A：登録制度においては、登録教習機関が受講料を自由に設定できますが、極端に低額であって、技能講習等の適正な実施に支障が生じているおそれがあると認められる場合には、労働局において監査指導等を行うことがあります。

Q21：登録事項を変更する場合には、2週間前までに届出することとなっているが、突然に代表者が変更した場合等はどうするのか。

A：法令上、2週間前までに届出の必要がありますが、株式総会等で突然に代表者の変更がなされた場合など、2週間前までに届出できない正当な理由がある場合にあっては、その旨を証する書面等を添付して、速やかに届出てください。

なお、正当な理由がなく遅延した場合は、行政指導の対象となります。

Q22：法第77条第2項第3号の「業務を管理する者」は1人でなければならないか。

A：「業務を管理する者」は、技能講習等の業務の管理を直接行うものであり、1人で行うことが困難な場合などは、複数を選任することも可能です。

ただし、この場合にあっては、登録教習機関内部においてその役割分担及び連絡調整を明確にしておく必要があります。

Q23：登録の申請に記載された「技能講習を行う予定場所」以外でも技能講習を行えるか。

A：兵庫県内であれば、行うことが可能です。

なお、他の都道府県内で技能講習を行う場合は、あらかじめ当該地域を所轄する労働局長の登録を受ける必要があります。

Q24：技能講習の講師要件について、法別表第20各号に示される「同等以上の知識経験を有する者」は、平成16年3月19日付け通達に掲げる者以外は認められないか。

A：通達に掲げる者は「同等以上の知識経験を有する者」として一般的に認められ得る具体的な例を列挙したものです。したがって、技能講習ごとに、これと同等以上の者であることが明らかであれば差し支えありません。

例えば「高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者」とは、工業高校において機械、土木、建築等力学を主たる教育目的とする学科を修めた者を指し、普通高校において教養として履修した物理系の科目を履修した者は含まれません。

また、「大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者」とは履修した学科名、履修科目の時間数、内容等から総合的に判断されます。

Q25：登録教習機関である学校教育法に基づく高等学校、地方自治体が運営する職業訓練校等において、技能講習の受講対象を生徒のみとすることは、法第77条第7項に規定する「公正」に反するか。

A：教育機関は、法律の根拠に基づき、公正な要件で選抜された生徒に限定した教育を目的として設立・運営しているものであることから差し支えありません。

Q26：登録教習機関である民間企業において、予め業務規程により技能講習の受講対象を当該企業の社員及び関係企業のみとすることは、法第77条第7項に規定する「公正」に反するか。

A：前問と異なり、受講対象者を限定する合理的理由がないことから、「公正」に反します。
なお、関係事業場等から、当該事業場等の労働者のみを対象とする講習の実施について希望があり、かつ、その受講希望者が相当程度まとまるとき等の場合を排除する趣旨ではありません。

Q27：登録教習機関が、登録省令第23条の2に基づき届出ている業務の休止期間中に、業務を再開する場合の手続はどうするのか。
また、逆に休止期間を超過して休止する場合の手続はどうするのか。

A：登録機関が自ら届出た休止期間を変更して再開する場合は、業務再開届（任意様式）及び再開の理由を書面により提出してください。その上で、実施計画の策定及びホームページ等での公表をしてください。
休止期間を超過して休止する場合は、その理由を付して改めて休止届を提出してください。

Q28：登録教習機関が事業年度当初に作成した技能講習又は教習の実施に関する計画に変更が生じた場合の取扱はどうするのか。

A：実施計画については、通常年度当初に作成するものですが、登録教習機関に変更が生じた場合は、随時これを変更し公表してください。
なお、業務規程において実施計画に関する事項を記載することになっています。

Q29：委任を受けている場合の技能講習修了証の発行者名は「〇〇支部」でも「〇〇支部長」でも差し支えないか。

A：安衛則様式第17号においては、「登録教習機関」となっています。
当該技能講習修了証を発行した機関が唯一特定できれば足り、いずれでも差し支えありませんが、業務規程でいずれか明記する必要があります。

Q30：県立の複数の工業高校等が登録教習機関として登録されている場合、「県」を登録を受けた法人とし、「各工業高校等」を技能講習を実施する事務所として扱う場合、技能講習の修了証の発行者名を「〇〇工業高等学校長」としてよい。

A：業務規程に明記されていれば差し支えありません。

Q31：講師及び実施管理者を新たに選任した場合には、届出はいるか。

A：「実施管理者及び講師が新たに選任された場合」については、毎事業年度経過後3月以内に提出する「営業報告書（又は事業報告書）」の中に記載して労働局長あてに提出してください。

兵庫労働局においては、新たに選任した場合、その都度、変更の報告書(任意様式)を事前に提出いただきますようお願いいたします。

Q32：登録教習機関であることを周知しなければならないか。

A：適正な技能講習を実施する登録教習機関であることを周知してください。

- 1 登録教習機関の受講生の募集案内、ホームページ等に登録教習機関が登録を受けた労働局名、登録番号、登録の有効期間の満了日を明示してください。
- 2 法第77条第6項に基づき作成された技能講習の実施計画に、登録の有効期間の満了日（満了日が計画期間内の場合には、更新申請予定日）を明示してください。
また、当該実施計画を登録教習機関のホームページがある場合は、ホームページにおいて公表してください。さらに、当該実施計画を作成後、遅滞なく労働局長あてに提出してください。

Q33：講習の実施計画にはどのような事項について記載しなければならないか。

A：技能講習（又は教習）の実施に関する計画には、次の事項を記載しなければなりません。

- 1 技能講習（又は教習）の

・実施時期
・実施場所
・種類
・科目
・時間
・受講定員

- 2 技能講習の講師（又は指導員及び技能検定員）の氏名（担当科目）

Q34：実施計画の内容の詳細はどのようなものか。

A：技能講習（教習）の実施計画（登録省令第23条の5関係）

1 実施時期等

ア「**実施時期**」は、技能講習（又は教習）の区分ごとに、実施予定月及び日数を明らかにしたもの。

イ「**実施場所**」は、実施予定の市区町村又は複数の市区町村を総称した地域名を明らかにしたもの。

（注）「**技能講習を行う予定場所**」以外でも同一の都道府県内であれば、技能講習を行うことは可能です。

他の都道府県内で技能講習を行う場合は、あらかじめ当該地域を所轄する労働局長の登録を受ける必要があります。

ウ「**種類**」は、技能講習（又は教習）の区分を明らかにしたもの。一部受講科目及び時間数を免除した技能講習の場合には、その旨が明らかになっているもの。

エ「**科目、時間**」は、実施予定の技能講習（又は教習）ごとの科目及びその時間数（一部免除講習を含む。）が明らかになっているもの。

2 **技能講習の講師**（又は指導員及び技能検定員）の氏名

担当科目が明らかになっているもの。

Q35：災害防止団体等の支部が登録の単位としている場合、財務諸表等は支部のものか、法人全体（本部）のものか。

A：財務諸表等は法人（本部）全体のものであり、これを各支部で閲覧等できるようにしておく必要があります。

なお、営業報告書又は事業報告書については、登録を受けた事業（支部）の内容のみで差し支えありません。

Q36：国又は地方公共団体である機関は財務諸表等の備付け、閲覧等は必要か。

A：法第77条第3項の読替規定において、国又は地方公共団体については、事業報告書のみ備付け等が必要と規定しています。財産目録、貸借対照表、収支決算書の備付け等は不要です。

Q37：「技能講習の実施等に関する権限の委任」がなされた場合の財務諸表等の範囲はどこまでか。

A：技能講習の実施等に関する権限を委任されている場合であっても、備付け及び閲覧等のための財務諸表等自体は法人全体のものでなければなりません。

営業報告書又は事業報告書については、技能講習の実施等に関する権限を委任された支部の内容のみで差し支えありません。

Q38：毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び営業報告）を作成し、事務所に備えなければならないが、その内容はどのようなものか。

A：財務諸表等の内容

1 財務諸表等の範囲

- ・登録教習機関が法人であるときは、当該事業も含めた法人全体の財務状況を明らかにしたもの。
- ・登録教習機関が個人であるときは、当該事業も含めた個人全体の財務状況を明らかにしたもの。

2 財務諸表等の会計

- ・技能講習等の業務に係る会計は、他の業務に係る会計とは区分されていることが必要です。

Q39：財務諸表等の謄本又は抄本の請求の費用について、額の定めがあるのか。

A：法令上、特に額の定めはないので、登録教習機関が自らの責任で定めることとなります。財務諸表等の備付け、閲覧等の趣旨に鑑みれば、謄本等の作成、交付に要する費用に基づき額を定める等、社会通念上相当な額であることが望まれます。

Q40：外部講師について契約はいるか。

A：登録教習機関が雇用する者以外の者については、講師委嘱契約が必要です。

登録及び更新時には、委嘱契約書面写しの添付が必要となります。

なお、実施管理者については、雇用する者以外の者に委嘱することはできません。

Q41：適正な業務運営を行うため、どのように体制を整備するのか。

A：適正な業務運営を行うための体制整備

- 1 講習科目の免除を行う場合は、当該免除を受けようとする受講生が免除要件を満足していることの審査・確認の徹底を図ること。
- 2 受講申込みから修了証の発行に至るまでの業務全般について、チェック体制を構築すること。
- 3 技能講習修了証の不正発行が生じないよう、帳簿、修了証等の管理を徹底すること。
- 4 役員及び職員に対し、関係法令及び業務規程の遵守について研修等により徹底すること。
- 5 内部監査体制を強化し、役員及び職員の不正行為がないか確認すること。

Q42：技能講習の受講に当たって実務経験を有するものについては、どのように証明させればよいか。

A：玉掛け技能講習にあっては平成9年5月2日付基発第356号において、「受講申請書に6月の実務経験についての作業内容を記載し、当該申請内容が相違ない旨の申請者本人の申立て及び事業者証明のある書面を添付させること。」と示されていますが、この趣旨は当該実務経験を明らかに有すると認め得る程度で足りるものであり、他の区分の技能講習においても同様です。

また、例えば自動車運転免許証等については、申請時に原本を確認し、番号、有効期限等を記録し保存していれば、当該免許証等の写しを保存しなくても差し支えありません。但し、登録教習機関は、不正な行為による受講を排除するため細心の注意を払うことが求められるところであり、このため、実施管理者を始めとする必要十分な審査体制を確立する必要があります。

Q43：フォークリフト運転技能講習等の技能講習規程に基づき、道路交通法に基づく一定の免許を有する者に対して講習科目の受講の一部免除が可能とされているが、当該免許について道路交通法に基づき免許の停止を受けている者についても一部免除が可能となるか。

A：当該者については、道路交通法に基づき免許の効力が停止されているため、当該停止の期間中は技能講習の受講科目の一部免除をすることはできません。

よって、一部免除による受講を希望する者については、免許の効力の停止期間が終了した後に受講申し込みをさせていただきます。

なお、同様の取扱いが道路交通法においても行われています。

Q44：技能講習の修了試験が不合格となった者に対する修了試験の取扱いはどうするのか。

A：法令上、技能講習は学科講習及び実技講習によって行うこととされており、また修了試験もその全範囲に亘って行うこととされているため、学科と実技の修了試験のうち、例えば実技試験についてのみ不合格となった場合は、再度修了試験を受験させる必要があります。

ただし、この場合行う再修了試験については不合格となった実技試験のみ受験させることで足りますが、再修了試験を実施する場合の受講料の徴収、実施方法等、その取扱いについては業務規程に明記していることが必要です。

Q45：技能講習規程に定める時間を超えて講習を行ってよいのか。

A：技能講習規程中の「講習科目の範囲及び時間」に関する条の表の講習時間の欄に掲げる時間数は、必要最小限の時間数を示すものです。

Q46：障害者の技能講習について、受講は可能か。（兵庫労働局労働基準部安全課 見解）

A：技能講習の受講について、免許のように欠格事項の規定がないので、障害者であることを理由に技能講習を受講することを妨げる要素はありません。健常者と同等に技能講習を受け修了試験を受けた後、合格すれば通常の修了証を発行することとなります。

Q47：休憩時間は講習時間に含めてよいのか。

A：講習時間内に休憩時間が入り込んだり、予定時間より早く講義を終了したりすること等により、実際の講習時間が所定の時間を満たさないことになります。

5時間の講習時間を要する科目について、例えば1時限を50分の単位として講習を行う場合、5時限（講習時間計4時間10分）ではなく、6時限（講習時間計5時間）の講習が必要です。

講習時間が不足した場合は、行政処分（取消し、業務停止）の対象となります。

（備考）

- ・「法」：労働安全衛生法
- ・「登録省令」：労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令
- ・「安衛則」：労働安全衛生規則